

大阪市土地流動化委員会設置要綱

大阪市土地流動化委員会設置要綱

制定 平成 18 年 10 月 23 日

(設置)

第 1 条 本市が市政改革マニフェストに基づき市有地の処分及び転活用を公正かつ円滑に促進するにあたり、外部の視点から本市の取組みに対して意見を求めるため、大阪市土地流動化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、市長に対し意見具申を行う。

- (1) 市有地の「処分検討地」「継続保有地」「事業予定地」の分類基準の策定に関する事
- (2) 上記分類基準に基づく未利用地、事業予定地等の分類及び精査並びに進行管理に関する事
- (3) 市有地の処分及び転活用に関わる本市の取組みへの助言並びに処分等に際しての法令順守の確保及び情報開示に関する事
- (4) その他委員会の調査審議を必要とする事項に関する事

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 4 名以内で組織する。

- 2 委員は、有識者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の審議の必要に応じて、会議の委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、契約管財局において処理する。

(施行の細目)

第 6 条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

